

宿毛市学校給食調理配送業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、「宿毛市学校給食調理配送業務」に係る最適な事業者選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法及び必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名 宿毛市立学校給食センター調理配送業務委託

(2) 業務場所

令和7年7月まで	宿毛市 坂ノ下 726 番地 1 (現在地)
令和7年8月から	宿毛市 和田 2816 番地 1 (予定移転先)

(3) 委託契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。

(ただし、契約締結日から令和7年3月31日までを業務委託の準備期間とする。)

(4) 業務内容

ア・調理業務・配缶・積込・配送・回収・洗浄・消毒・保管等

イ・その他詳しくは「宿毛市学校給食調理配送業務委託仕様書」を参照のこと。

(5) 業務引継期間

業務引継期間については、委託者と受託予定者が協議の上、必要な期間を設定するものとする。なお、当該期間に係る経費は受託予定者の負担とする。

(6) 委託上限金額 (3カ年度分合計 消費税を含む。)

宿毛市学校給食調理配送業務委託料 ￥246,389,000円

3 参加資格

プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 参加資格審査申請書 (別紙様式) を提出する事業所で、給食センター等との連絡・調整が速やかに行えるよう、宿毛市内に事業所、事務所を置く者であること。

(2) 法人格を有し、本業務委託を円滑に遂行できるよう、安全かつ健全な経営能力を有していること。

(3) 学校給食法のほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行出来ること。また、1施設1日1,000食以上の学校給食調理施設での受託実績を複数年以上有すること。

(4) 食育に関する指導体制、社員の教育、安全・衛生管理体制、事故発生時の保証体制、職員が欠けた場合のサポート体制が確立されていること。

- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者でないこと。
- (7) 直近 1 年間の法人税、法人事業税、消費税を滞納していないこと。
- (8) 過去 3 年以内に学校給食調理業務又は大量調理施設業務において食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の営業停止処分を受けていないこと。
- (9) 宿毛市暴力団排除条例（平成 23 年宿毛市条例第 3 号）に規定する暴力団及びこれらの利益となる活動を行う者でないこと。

4 応募に関する留意事項

- (1) 参加を希望する事業者は、参加資格審査申請書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 応募に関して必要な経費は、参加事業者の負担とする。
- (3) 参加事業者から提出される書類の著作権は原則作成者に帰属するが、本市が必要とする場合は、書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出された書類は、その理由いかんに関わらず返却しないものとする。また、本市が必要とする場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容の聞き取りを行うことがある。

5 選考委員会

宿毛市立学校給食センター調理配送業務に係る審査は、宿毛市立学校給食センター調理配送業務委託事業者選考委員会が実施する。

選考委員会における事務局は学校給食センターとする。

6 スケジュール

実施要領の公表	令和 6 年 10 月 31 日
現地見学会参加申し込み期限	令和 6 年 11 月 14 日
参加資格審査申請期間	令和 6 年 11 月 14 日
	～令和 6 年 11 月 29 日
現地見学・説明会	令和 6 年 11 月 21 日
質問受付	令和 6 年 11 月 21 日
	～令和 6 年 11 月 27 日
質問回答	令和 6 年 11 月 22 日
	～令和 6 年 11 月 28 日
プレゼンテーション及びヒアリング	令和 6 年 12 月 23 日

審査選考の結果通知 令和7年1月10日

契約締結 令和7年1月31日

7 参加資格申請期間

- (1) 令和6年11月14日(木)から令和6年11月29日(金)までの(土・日・祝日を除く)午前8時から午後4時30分までに提出すること。
- (2) 現地見学・説明会への参加申し込みについては、令和6年11月14日(木)午後4時30分迄にFAX又はEメールにて宿毛市立学校給食センターへ申し込むこと。

宿毛市立学校給食センター FAX 0880-63-1179

Eメール kyuusyoku@city.sukumo.lg.jp

- (3) 実施要領等に関する質問

実施要領等に関する質問は、令和6年11月21日(木)～令和6年11月27日(水)午後4時30分までの間に受け付ける。質問書(様式自由)に質問内容に記載し、郵送(必着)又は、Eメールにより宿毛市立学校給食センターに提出すること。

なお、質問に対する回答は、令和6年11月22日(金)から令和6年11月28日(木)午後4時まで質問者に対してEメールで回答し、宿毛市ホームページ上に掲載するものとする。

- (4) プロポーザル参加申込み手続き等

プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加資格審査申請書等を宿毛市教育委員会 宿毛市立学校給食センターに提出すること。

提出書類の詳細は、同要領の「9・参加申請書等の提出書類」を参照のこと。

8 選考方法等

- (1) 選考審査及び結果通知

提案書に基づく説明及び質疑応答の機会として、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査選考後、受託予定者を決定しその結果を通知する。

	評価項目	評価事項	備考
1	経営状況、業務実績 給食に対する基本的な考え方	業務遂行能力、学校給食の意義・目的の 理解度・受託実績・取り組む意欲等	
2	給食調理業務における危機 管理	食中毒防止に対する具体的方策 異物混入に対する具体的方策 食物アレルギーに対する具体的方策 衛生管理の徹底に関する具体的方策等	

3	円滑な業務管理体制	緊急時のフォロー体制の確立対応マニュアルの整備・調理場での安定的な運営方法	
4	安全衛生管理体制	衛生管理対策の考え方と対応方法 報告・責任体制・マニュアルの整備 職員の健康管理等	
5	従業員の研修及び移行準備体制	従業員の技術向上に関する教育・研修体制、雇用計画の作成	
6	委託料	適正な人員配置による業務の体制確保 適正な価格による見積額の算定	

9 参加資格審査申請書の提出書類

(1) 提出書類（すべての様式はA4サイズで統一すること。）

- ア 参加資格審査申請書 別紙様式 ①
- イ 企業理念に関する提案書 任意様式
- ウ 経営状況に関する提案書 任意様式
- エ 業務実績に関する提案書 任意様式
- オ 危機管理体制に関する提案書 任意様式
- カ 給食業務人員体制に関する提案書 任意様式
- キ 衛生管理体制に関する提案書 任意様式
- ク 職員研修、移行準備等に関する提案書 . . . 任意様式
- ケ 質問書 任意様式
- コ 見積書（別添様式） 別紙様式 ②
- サ 納税証明書
- シ その他（募集要項に係る技術提案書作成要領に記載）

10 提案書の様式

- (1) 提出様式は、A4判用紙に横書き、左閉じとし複数枚となる場合はページ番号を記入すること。
- (2) 様式ごとにインデックス（見出し）をつけること。
- (3) 提出書類はA4判ドッチファイルにまとめること。
- (4) ファイル背表紙には「令和6年度 宿毛市立学校給食センター調理配送業務提案書」、「提案社名」を必ず記載すること。

11 提出期限

令和6年11月29日（金）午後4時30分まで（必着）

12 提出場所

宿毛市立学校給食センター宛て、郵送又は持参のこと。

13 提出部数

参加資格審査申請書 1部、見積書 1部、その他各提案書は10部

14 その他事項

- (1) 本業務において知り得た情報は、本件の目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏えいしてはならない。
- (2) 審査委員に関する事は公表しない。
- (3) 審査に関する問い合わせには応じない。
- (4) 審査に対する異議を申し立てる事は出来ない。
- (5) 本プロポーザル実施期間中は本件に関する審査状況の確認等本提案書等に関しての審査員及び担当課への接触行為を禁ずる。
- (6) 参加資格審査申請書等が次のいずれかに該当する場合には、無効となる場合がある。
 - ア・提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ・実施要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ・記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ・提出書類に虚偽の記載があるもの。すでに発表されたものと同ーあるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。
- (7) 参加者が1社のみであった場合、又は提案書提出事業者が1社のみとなった場合でもプロポーザルでの選定は実施する。

15 発注者及び事務局

- (1) 発注者 高知県 宿毛市
- (2) 事務局 宿毛市教育委員会 宿毛市立学校給食センター
〒788-0053 高知県宿毛市坂ノ下 726 番地 1
宿毛市立学校給食センター
電話 (0880) - 63-1194
FAX (0880) - 63-1179